

精神障害の労災認定に関する関係法令

○労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

（療養補償）

第 75 条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）

（業務災害に関する保険給付の種類）

第 12 条の 8 （第 1 項 略）

② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第 75 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 89 条第 1 項、第 91 条第 1 項、第 92 条本文、第 93 条及び第 94 条に規定する災害補償の事由（同法第 91 条第 1 項にあつては、労働基準法第 76 条第 1 項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

（第 3 項 略）

○労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）（抄）

（業務上の疾病）

第 35 条 法第 75 条第 2 項の規定による業務上の疾病は、別表第 1 の 2 に掲げる疾病とする。

別表第 1 の 2（第 35 条関係）

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病